

「イノベティブ・アジア事業オンライン企業交流会及びオンラインインターンシップ機会提供業務」  
 (公告日：2021年8月19日／調達管理番号：21a00633) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
 調達・派遣業務部次長

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 16	第2 3. (1)2) オンライン企業交流会	・実施期間は1日とあるが、1日のうちに2回実施するのか。もしくは1日の交流会を2回実施するのか。その場合の対象者は異なるのか。	1日の交流会を2回実施することとしています。対象者は異ならず同じ研修員が2回参加することも可能です。
2	P. 17	第2 3. (3)3) 応募勧奨の方法	・パートナー校、全60校全てを対象とする必要があるのか。	インターンシップ、企業交流会それぞれの対象国のパートナー校は全て対象とします。
3	P. 18	第2 3. (3)7) 研修員の資格要件	・現在プログラムに参加している研修員、もしくは過去にプログラムに参加した帰国研修員も対象となるのか。	イノベティブ・アジア長期研修員として現在参加している研修員は対象となりません。過去にイノベティブ・アジア事業長期研修員として参加し、既に研修を終えた帰国研修員は対象とします。
4	P. 18	第2 3. (3)7) 研修員の資格要件	・応募時点で原則、「民間人材または無所属であること」とされているが、教育人材（大学研究者、教師等）や政府人材は対象となるか。P. 22 4(2)-1) には所属先の種類として民間以外も記載あり。	日本企業への就職を希望する者や協働を希望する教育人材及び行政官は対象となります。ただし、企業交流会においては、対象国により行政官と教育人材は対象外となる場合があります。
5	P. 19	第2 4. ①企業交流会（イ）	・「動画編集」とあるのは、当日のイベントの記録の提出が必要か。あるいは当日に使用する資料であるか。	企業交流会当日に参加研修員に対して参加企業を紹介するための映像資料作成・編集を想定しています。既に紹介用動画を企業でお持ちの場合は、そちらを利用いただいて構いません。
6	P. 20	第2 4. ③その他（エ）	・「実施後追跡調査」についても2022年3月の報告書に含める内容と認識するが、（ウ）アンケートとどのように区別されているのか。	アンケートは主にプログラムに関する事項（改善・要望・意見）を想定しており、追跡調査では過去に実施した本プログラムによる就職・進学・研究交流の実績を集計すると、区別しています。
7	P. 20	第2 4. (1) 1) JICA（在外事務所）との協働	・全11カ国について、対象国のJICA在外事務所と協働で行うとの理解でよろしいか。	基本的には選考方法を定めていただき、直接応募勧奨を行っていただく想定ですが、国により選考方法が指定されている場合があります。その場合は対象国の弊機構在外事務所と協働して選考方法を定めていただきます。
8	P. 20	第2 4. (1) 5) 説明会	・国内、在外向けにリモートでの実施と理解するが、実施回数の想定はあるか。	2回の説明会実施を想定しています。
9	P. 21	第2 4. (1) 7) インターンシップ受入先	・「企業だけでなく、関連公的機関、地方自治体等」とあるが、大学機関は含まれるか。	大学機関も含めることで問題ありません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
10	P. 19	8) 参加企業の資格要件	オンライン企業交流会の参加企業/研究機は、日本国内日本企業だけでなく、該当6カ国現地の日系企業での受け入れも可能か。また、日本国内及び該当6カ国を除く現地法人による参加に制限はあるか？	現地企業の場合は、日本国内に本社が登記されている企業であることが資格要件です。対象国は日本及び該当6カ国のみの参加に制限させていただきます。
11	P. 19	8) 参加企業の資格要件	オンラインインターンシップの受入企業/研究機関は、日本国内日本企業だけでなく、該当11カ国現地の日系企業での受け入れも可能か。また、日本国内及び該当11カ国を除く現地法人による参加に制限はあるか？	日本国内に本社が登記されている企業であれば、該当11カ国の現地日系企業でも受入可能ですが、対象国に限られ原則リモートにて実施となります。なお、日本国内及び該当11カ国を除く現地法人の参加は不可とします。
12	P. 29 P. 30	業務実施体制	ファシリテーターに該当国の弊社現地法人で勤務する社員を配置することは可能か。	現地支所の駐在員等が海外渡航を伴わず現地で作業を行うことは可能であり、ファシリテーターとして配置いただいても問題ありません。

以上